

(基本方針)

昨年は、選挙権年齢引下げ後初めての国政選挙である第24回参議院議員通常選挙が執行されたが、全体投票率は54.7%と前回は2ポイント余り上回り、注目された18歳、19歳の投票率は、18歳が51.3%、19歳が42.3%、18歳・19歳の合計は、46.8%で、20歳代前半の若者投票率33.2%を大きく上回る事となった。

こうした結果は、学校や選挙管理委員会、明推協が取り組んできた出前授業や模擬選挙等の成果に加え、マスコミで大きく取り上げられたこと等によるものと思料されるが、これを一過性のものとする事なく、引き続き「常時啓発事業の在り方等研究会」の最終報告を踏まえ、さらに平成29年1月総務省に設置された「主権者教育の推進に関する有識者会議」の検討結果を参考に、より一層の主権者教育の推進に取り組むとともに、常時啓発と学校教育との連携を拡充していくことが必要である。

上記のような状況を踏まえ、平成29年度は下記の方針のもとに事業を進めるものとする。

- ① 18歳選挙権を踏まえて、高等学校を初めとする学校教育との連携を引き続き拡充する。
- ② 高校生だけでなく、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じた「主権者教育」を推進する。
- ③ 選挙制度及び投票方法等の周知徹底を図るとともに、各種選挙への積極的な投票参加を呼びかける。
- ④ 地域の協議会等が時代の要請に沿った積極的な活動を展開できるよう、必要な情報の提供、関係者の研修その他の支援に努め、その活性化を図る。
- ⑤ ネットによる選挙運動の解禁、ソーシャルメディアの普及等時代の変化に対応した啓発活動のあり方を調査研究する。
- ⑥ 国との連携により、効率的、効果的な事業の実施に努める。

(主な事業)

1 一般啓発事業

国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図るため、下記の事業を行う。

(1) 情報誌「Voters」の発行

国民の政治・選挙に対する意識の高揚を図るため、引き続き情報誌「Voters」を発行し、都道府県及び市区町村の明推協委員、地方公共団体の首長、議員及び図書館、公民館等へ配布する。

(2) ホームページ等の活用

ホームページを活用して、明るい選挙に関する各種情報を幅広く収集・周知するとともに、引き続きフェイスブック及びツイッターを活用し、アップデートな各地の活動状況等を紹介する。

(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

子どもの頃から選挙に親しみを持ってもらうとともに、子ども達の取り組みを通じて選挙に対する親の関心を高めるため、小中高校生による明るい選挙をテーマとしたポスターコンクールを行う。

(4) 啓発資料・資材作成事業

昨年に引き続き、大学生向けパンフレット「新投票ガイドブック（仮）」を作成し、配布する。

「新成人向けパンフレット」及び「寄附禁止リーフレット」を作成し、配布する。

また、選挙を親しみやすくするための各種啓発資材を作成し、有料頒布する。

2 地域活動活性化事業

明るい選挙推進運動に取り組む各地の明るい選挙推進協議会等の活動を支援し、体制の強化を図るため、下記の事業を行う。

(1) 明るい選挙リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動の当面する課題等を研究・検討・協議するため、都道府県明推協会長及び指定都市明推協会長等によるフォーラムをブロック毎に開催する。

(2) 地域コミュニティフォーラムの開催

地域における明るい選挙推進運動の指導的立場の人たちが相互に研鑽し、それぞれの地域活動の活性化を図るため、市区町村明推協会長等の地域コミュニティリーダーを対象としたフォーラムをブロック毎に開催する。

(3) 若者リーダーフォーラムの開催

明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、若者を対象としたフォーラムをブロック毎に開催する。

(4) 共催フォーラムの開催

都道府県、指定都市の選管・明推協が上記(2)及び(3)と同様の趣旨で開催する研修会等を、協会との共催事業として支援する。

(5) 全国フォーラム等の開催

都道府県及び指定都市明推協会長を初めとする全国の明推協関係者を対象に、全国フォーラムを開催する。

(6) 「若者選挙ネットワーク」の支援

全国各地の若者啓発グループが結集した「若者選挙ネットワーク」の活動を支援する。

(7) 研修資料等作成事業

参加型学習の教材、明推協活動の事例集等の研修資料を作成する。

(8) 市区町村明推協研修会等開催支援事業

市区町村明推協等が開催する研修会、学習会、講演会等を支援するため、開催に要する経費の全部又は一部を助成する。

(9) 主権者教育推進のための研修会等開催支援事業

都道府県、指定都市の明推協及び選管が教育委員会等と連携し、主として教員を対象に実施する主権者教育推進のための研修会、シンポジウム等を支援するため、講師を派遣する。

(10) 優良活動表彰

明るい選挙推進活動に積極的に取り組み、他の模範となる団体を応募形式により選考し、表彰する。

(11) 「主権者教育」普及実践事業等への協力

総務省の「主権者教育」普及実践事業の募集、審査等に協力し、事業の円滑な実施を図る。

3 調査研究事業

下記事項について、調査研究を行う。

- ① 次期学習指導要領改訂への取組み
- ② 18歳選挙権を踏まえた学校教育との連携のあり方
- ③ 時代に即した啓発事業のあり方
- ④ 明るい選挙推進協議会の取組み
- ⑤ その他